

会報

3
2007 March



宮崎の橋101選(槇峰大橋・延岡市北方町)
(渓谷を跨ぐスパンドレナルの構造美)



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橋通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成19年3月行事予定	1
◇平成19年4月上旬行事予定	2
◇県協会HP会員専用サイト掲載項目案内(2月分)	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県協会	
1. 宮崎県との「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」の締結について	3
2. 平成19年度労働保険年度更新に係る説明会 及び年度更新申告書集合受付会場について	4
3. 西都高等職業訓練校 平成19年度職業訓練生・石積施工科の募集について	7
◇雇用改善コーナー	
1. 建設業に働く若者からのメッセージ	8
2. 平成19年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業の公募について	10
◇協同組合	
1. 年度末の工事資金にご利用ください「建設工事資金融資制度」	12
◇技士会	
1. 平成19年度 土木施工管理技術検定試験 1級・2級学科試験受験準備講習会ご案内	14
2. 平成19年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の願書受付について	14
3. 平成18年 2級土木施工管理技術検定の「合格発表」	15
4. 平成19年度 『監理技術者の講習会』の日程について	16
◇建退共	
1. 建退共宮崎県支部取扱状況(1月分)	17
◇厚生年金基金	
1. 事業概況(1月分)	17
◇建災防	
1. 平成18年度 建設業年度末労働災害防止強調月間について	18
2. 重大・死亡災害の情報について	20
◇火薬協会	
1. 平成19年度火薬類保安講習会の開催日程について	21
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向(前払保証分)(1月分)	22
◇図書のご案内	
1. 平成19年版『国土交通六法(社会資本整備編)』発刊のご案内	23
◇税務署だより	
1. ご存知ですかe-Tax! ～自宅やオフィスでできる国税電子申告・納税システム～	24
◇助建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 上乗せ補償は充分ですか?	25

平成19年3月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	木		建災防技能講習実施管理者教育 (東京)	
2	金		建災防全国支部事務局長会議 (東京)	
3	土			
4	☺			
5	月			
6	火		基金第3回理事会、代議員会 基金資産運用検討委員会 (宮崎)	
7	水	九州建設業協会第3回土木委員会 (福岡)		
8	木	常務理事会 九州地方整備局と宮崎県建設業協 会との意見交換会 (宮崎) 産業開発青年隊修了式 (宮崎)	石綿取扱い作業従事者特別教育 (木花)	
9	金	宮崎県建設業協会県下事務職員研 修会	基金企業年金連合会九州地方協議 会宮崎部会第5回連絡打合会 (宮崎)	全国建設業協同組合連合会正副会 長会議 (東京)
10	土	県立産業技術専門校修了式 (西都)		
11	☺	第26回建設業経理士・経理事務士 検定試験 (宮崎)		
12	月		車両系建設機械 (整地・掘削) 運 転技能講習 (17日まで清武)	
13	火	宮崎県建設雇用改善推進委員会、 人材確保・育成推進協議会 (宮崎)	防災団体連絡協議会 (宮崎)	
14	水			
15	木	全国建設業協会 評議員会 (東京) 九州技士会事務局長会議 (福岡)	勤労者退職金共済機構評議員会 (東京)	
16	金	建設業福祉共済団 都道府県建設 業協会会長会 (東京) 建設業振興基金第2回参与会 (東京) 全国建産連総務・広報・構造改善 対策委員会合同会議 (東京) 全国技士会企画運営委員会 (東京)	建災防本部理事会 (東京) 基金納入告知書発送	
	土			
18	☺			
19	月			
20	火	緊急公共工事品質確保対策に関す る全国説明会九州ブロック (福岡)		
21	水	春分の日	春分の日	春分の日
22	木		基金九州総合厚生年金基金協議会 第2回役員会 (福岡)	
23	金			
24	土			
25	☺			
26	月		建退共支部事務局長会議 (東京)	
27	火	全国建設業協会専務・事務局長会 議 (東京) 建設業振興基金全国協議会 (東京)		
28	水			
29	木			
30	金			
31	土			

平成19年4月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	㊤			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（7日まで清武）	
7	土			
8	㊤			
9	月			
10	火		職長・安全衛生責任者教育 （11日まで木花）	

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内（2月分）

【会員専用】

	項 目	所 管	形 式
1	低騒音型建設機械の指定について	国 土 交 通 省	P D F
2	排出ガス対策に係る建設機械等の通達について	国 土 交 通 省	P D F

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（2月1日～28日）

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	昭 和 建 設 (株)	所在地	〒880-0036 宮崎市花ヶ島町笹原2271	〒880-0865 宮崎市松山2丁目3番6号
西 都	秋 月 建 設 (株)	代表者	秋 月 馨	秋 月 隆 宏
〃	河 野 建 設 (株)	代表者	河 野 文 男	河 野 孝 文
〃	(株) 川 上 建 設	代表者	恒 益 亮 子	椎 葉 眞 行
日 向	宗 建 設 (株)	所在地	〒883-0103 日向市東郷町山陰丁1007番地	〒883-0043 日向市都町14番16号
		電話番号	0982-69-2032	0982-53-1155
建 築	(株) 新 坂 組	代表者	新 坂 磨 裕 美	新 坂 章 子

【退 会】

地区(市)名	会社名	代表者名
宮 崎	(株) 宮 本 組	宮 本 文 夫
小 林	(株) 園 田 工 務 店	園 田 宗 明
高 鍋	(有) 岡 崎 建 設	岡 崎 勇 一 郎

県 協 会

1. 宮崎県との「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」の締結について

産業廃棄物の不法投棄を早期に発見し被害の拡大を防ぐとともに、その未然防止を図るため、当協会と宮崎県との間で廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定を、平成19年2月7日(水)、県庁8号館6階会議室において、締結しました。

1. 協定の主な内容は次のとおり。

【県の実施する事項】

- (1) 不法投棄を発見した場合の通報手続等を記載したマニュアル及び車に貼付するステッカーの作成・配布
- (2) 協定先に対する通報手続等の説明等
- (3) 協定先の活動への協力

【協定先の実施する事項】

- (1) 不法投棄を発見した場合の通報提供
- (2) 構成員に対する協定の趣旨の徹底
- (3) 構成員が円滑な通報を行うために必要な県との連絡調整

2. 協 定 先

- ・(社)宮崎県建設業協会
- ・宮崎県漁業協同組合連合会
- ・宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会
- ・宮崎県内水面漁業協同組合連合会
- ・(社)宮崎県猟友会
- ・九州電力(株)宮崎支店
- ・宮崎県森林組合連合会
- ・(社)宮崎県トラック協会
- ・宮崎県農業協同組合中央会

3. 不法投棄通報マニュアル

- (1) 通報者の氏名、連絡先
- (2) 発見日時：年月日、時間帯、継続性の有無
- (3) 発生場所：所在地番（地番が不明な場合は目標物など）
利用状況、付近の特徴（現場確認の際の目印など）
- (4) 土地に関する情報：土地所有者・使用者の氏名、住所、連絡先
- (5) 現場の状況：
廃棄物の種類
廃棄物の量（おおまかにダンプ〇台分など）
出入している車両の様子（台数、ナンバー、車種、車両表示事項など）
行為者（氏名、住所、職業など、不明の場合は風貌、特徴など）
周辺環境への影響等（悪臭や汚水の発生など）

お 問 合 せ

宮崎県環境森林部環境対策推進課（担当：橋本、村岡）
TEL 0985-26-7081 FAX 0985-22-9314

2. 平成19年度労働保険年度更新に係る説明会及び年度更新 申告書集合受付会場について

宮崎労働局総務部
労働保険徴収室長

立春の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

労働保険制度の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働者を雇用し事業を行っている事業主は、毎年4月1日から5月20日（平成19年度は21日）までに労働保険の「年度更新手続」を行っていただいておりますが、その円滑な実施のため、平成19年度も別添日程表のとおり、労働保険年度更新説明会及び年度更新申告書集合受付を実施することといたしましたので、ご案内いたします。

労働保険年度更新のお知らせ

労働者を雇用して事業を行っている事業主は、毎年4月1日から5月20日（本年は21日）までに労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の「年度更新の手続」を行っていただくことになっています。

労働保険の保険料は、保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日）の当初に概算で申告・納付していただき、保険年度末に賃金総額が確定したところで精算する方法をとっております。

このため事業主のみなさまには、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続と、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続が必要となります。これを「年度更新の手続」と言います。

宮崎労働局労働保険徴収室では、この期間に集合受付を行い、各地区の会場において申告書の受理だけでなく、申告書作成のお手伝いや労働保険制度についてのご相談をお受けしております。

集合受付の日程については、別添日程表のとおりとなっておりますので、最寄りの会場をご利用ください。

労働保険は、原則として労働者を一人でも雇用していれば、事業主は加入しなければならない**強制保険**です。まだ加入手続をされていない事業主は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所にご相談ください。

なお、事務手続きが煩わしいとお考えの場合は、商工会議所等の事業主団体や社会保険労務士が事務を代行する**労働保険事務組合制度**がありますので、利用されることをお勧めいたします。

※ 平成19年4月1日から石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく「一般拠出金」の申告・納付（全労災保険適用事業主に適用されます。）が始まります。

※ 平成19年4月1日より雇用保険率が改定される予定です。（改正法が成立後適用されます。）

問い合わせ先

宮崎労働局労働保険徴収室（TEL. 0985-38-8822）

各労働基準監督署及び各公共職業安定所

労働保険料の申告・納付は、自主的に、お早目にお願ひします。

1 平成19年度労働保険年度更新説明会日程

監督署	安定所	月 日	曜日	時 間	対象事業	会 場 名	
						名 称	所 在 地
宮崎署	宮崎所	4月9日	月	10:00~12:00	建設業・林業	JA・AZMホール (大ホール)	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
	宮崎所	4月9日	月	13:30~15:30	一般事業 (建設業・林業以外)	JA・AZMホール (大ホール)	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
	高鍋所	4月10日	火	10:00~12:00	全事業	高鍋町美術館 (多目的ホール)	高鍋町大字南高鍋6916-1 TEL 0983-23-8887
	高鍋所	4月10日	火	13:30~15:30	全事業	西都市文化ホール (コミュニティプラザPA03F 駐車場は4F屋上駐車場を使用)	西都市小野崎1丁目66 TEL 0983-43-5048
延岡署	延岡所	4月11日	水	13:30~15:30	全事業	延岡総合文化センター (小ホール)	延岡市東浜砂611-3 TEL 0982-22-1855
	延岡所	4月12日	木	13:30~15:30	全事業	高千穂地区建設会館 (大会議室)	高千穂町大字三田井86-2 TEL 0982-72-3128
	日向所	4月13日	金	13:30~15:30	全事業	JA日向会館 (3階ホール)	日向市鶴町1-3-12 TEL 0982-55-2511
都城署	都城所	4月12日	木	13:30~15:30	全事業	都城市総合文化ホール (中ホール)	都城市北原町1106番地100 TEL 0986-23-7140
	小林所	4月10日	火	13:30~15:30	全事業	小林市文化会館 (小ホール)	小林市大字細野1650 TEL 0984-23-7400
日南署	日南所	4月10日	火	14:00~16:00	全事業	南郷ハートフルセンター (小ホール)	南郷町中村乙7051-25 TEL 0987-64-0310

* 説明会にご出席の際は、すでに送付しております年度更新関係書類等をご持参ください。

2 年度更新集合受付会場日程表（個別事業場）

監督署	安定所	月 日	曜日	時 間	会 場 名	
					名 称	所 在 地
宮崎	宮崎所	4月23日	月	10:00~15:00	佐土原町商工会（商工業研修センター2階）	宮崎市佐土原町下田島20732-53
		4月24日	火	9:00~16:00	J A・A Z Mホール （本館2階大研修室）	宮崎市霧島1丁目1-1
		4月25日	水	9:00~16:00	J A・A Z Mホール （本館2階大研修室）	宮崎市霧島1丁目1-1
		4月26日	木	10:00~15:00	国富町農村環境改善センター1階C会議室	国富町大字本庄4778
高鍋	高鍋所	4月18日	水	11:00~14:30	西米良村商工会（2階会議室）	西米良村大字村所45-1
		4月19日	木	10:00~15:00	西都市コミュニティセンター（2階図書室）	西都市聖陵町2丁目26
		4月20日	金	10:00~15:00	高鍋町中央公民館（学習室）	高鍋町大字上江1138
延岡	延岡所	4月19日	木	10:00~15:00	高千穂地区建設会館（小会議室）	高千穂町大字三田井86-2
		4月20日	金	10:00~15:00	高千穂地区建設会館（小会議室）	高千穂町大字三田井86-2
		4月26日	木	10:00~16:00	延岡総合文化センター（研修室）	延岡市東浜砂611-3
		4月27日	金	10:00~16:00	延岡総合文化センター（研修室）	延岡市東浜砂611-3
日向	日向所	4月23日	月	10:00~15:00	日向市文化交流センター（会議室）	日向市中町1-31
		4月24日	火	10:00~15:00	日向市文化交流センター（会議室）	日向市中町1-31
		4月25日	水	10:00~15:00	西郷村商工会（会議室）	美郷町西郷区田代29-1
都城	都城所	4月19日	木	10:00~16:00	都城市総合文化ホール（会議室1階）	都城市北原町1106番地100
		4月20日	金	10:00~16:00	都城市総合文化ホール（会議室1階）	都城市北原町1106番地100
	小林所	4月17日	火	10:30~15:00	小林市文化会館（会議室）	小林市大字細野1650
		4月18日	水	10:30~15:00	えびの市文化センター（研修室）	えびの市大明司2146-2
日南	日南所	4月19日	木	9:00~16:00	日南労働基準監督署（2階会議室）	日南市戸高1-3-17
		4月20日	金	10:00~15:00	串間市アクティブセンター（研修室）	串間市大字西方6524-88

雇用改善コーナー

建設業に働く若者からのメッセージ

● 独立行政法人雇用・能力開発機構理事長賞 優秀作

「私の選んだ道」

山梨県 伊藤太輔 (28歳)
(株)コミヤマ工業 現場管理

気が付いた瞬間、私の耳に聞こえて来た言葉は「オーイ大丈夫か？」それは先輩の聞き覚えのある声でした。私は転落した痛さにも気付かず地べたで横たわっている自分が信じられませんでした。

学生時代から運動神経には自信があり、今まで「転ぶ」とか「落ちる」という言葉は私の中にはありませんでした。会社に入って5年、今でもそのときの出来事は忘れることはありません。

それほど信念もなく先輩のいる会社を希望し、恩師また会社の理解の下で無事就職することができ、そこがたまたま建設業だっただけで、もともと土木科で学んでいたわけですが、それもなんとなく選んだ学校でした。全てが人任せ、人を頼りに過ごしてきた学生時代の4年間は、何の目的もなく、挫折もなく過ごさせてもらってきたのです。

そんな私が社会人になった4年前、人の恩も思わずに、自分の中で満足心だけは成長していたのです。

この業界は、封建的だと聞いていました。また「3K」とも「5K」とも聞いていました。そんな中で変なプライドを持っていた私は、「もっと楽な仕事はないかな〜」先輩に現場へ連れて行かれてもずっとそんなことを考えて現場の安全は、人事と思っていました。でも現場にいるときの先輩は会社にいる時の目とは全然違う目をして、殺気さえも感じられ、時には作業員に対して「大きな声」を発して怒鳴っていました。「あ〜あやっぱり封建的だな」何度も何度も思い、とても付いて行く自信がありませんでした。朝は早く起き天気を気にし、夜は明日の段取りを考えて、いつ遊んで何か楽しいのだろうか？「やっぱりやめよう」とまた考えていました。

先輩の現場は、そんな中で無事工事を完成し竣工検査を受け、終わった時に先輩は笑顔の優しい目になりました。そして私に言ったのです。「事故が無くて良かったなー」「今度はお前も一人で現場をやるようになるから事故だけは起こすなよ、事故を起こしたら終わりだぞ、だから良く見ておけよ。」

よりよい現場しょくばで働きたい！

しばらくして私も小さな現場を持たせてもらいました。地上から高さ3m位で、飛び降りる気ならばいつでも飛び降りれるくらいの高さで安心していました。

私の会社は、橋梁の製作から施工まで一式工事会社です。私が配属されている部署は、その内の現場施工分になり、工場で作られた橋桁や歩道橋を現地へ運び人や車が安心して通れるまでの工事を担当しています。

現場で働く人々は、すべて私より年上でした。黙っていても仕事は進み私は見ているだけが仕事のようにでした。

ある時、私のミスで材料が現場に届かず現場は止まってしまいました。またあるときは、レベルを読み違えて一度設置した橋桁をもう一度やり直す羽目になってしまいました。先輩が「よく見ておけよ」と、あの時言った言葉は、「目で見ておけ」ではなく、現場のすべてを確認しておくことだと気づき職人さん達から遠ざかっていた私は、必死になり「3K」と言われる中に入れるよう努力することを決めました。するとどうでしょう、職人さん達は、みんな良い人達ばかりで私のような若僧にも心を割り少々荒っぽい言葉の中で私に助言してくれてきたのです。

今まで「いつかはやめてやる」とか「3K現場」とか、心の中にあった消極的な思いに自分で自分がいやになったのを覚えています。

ただか3mの現場で「飛び降りても大丈夫」と思っていた私は、安全靴の紐の締め方不足で鉄筋に引っ掛かり運動神経にも自信があった私は、簡単にも木葉のごとくビティ足場の階段を転落してしまいました。たった太さ数ミリの弱い紐にさえ、若さと運動神経は、負けてしまったのです。考え方を改めるしかありませんでした。先輩は、心配そうに、また困りきった顔で再度聞いてきます。「痛いかな？」痛いに決まっているけど我慢して「大丈夫です。」と答えると次の瞬間「バカヤロウ！！」先輩はほっとした顔を上気させて怒鳴っています。結局、ケガはたいしたことはなくシップ薬ですんだ私のチョンボは、ますます私をこの世界から離れられなくさせています。

建設現場は、確かにホワイトカラーから見れば「3K」です。しかし実際に現場に入ってみると、人の思いやりとやさしさ、決断力と勇気が入り混じり楽しく思えます。現場事務所も花に囲まれ女性も進出してきています。また私達現場監督も発注者と共に「3K」を打破しようと頑張っています。そして何と言っても年齢を超えた人と人とのふれあいがあります。4年前入社したときの私のイメージは何だったのでしょうか。私は後輩達に建設業の良さ、人間の言葉の重みを伝えるため「今しばらくここにいます。」

よりよい現場しょくばで働きたい！

2. 平成19年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業の公募について

－ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業
ファミリー・フレンドリーな企業を募集します－

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を対象に「均等・両立推進企業表彰」を実施します。

この表彰制度は、平成11年度から実施してきた「均等推進企業表彰」と「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を統合し、今回から新しい表彰制度として公募により実施するものです。

応募用紙の配付及び応募の受付は、平成19年2月1日から3月31日まで、各労働局雇用均等室で行っています。

また、本表彰の詳細は、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>

ポジティブ・アクションに積極的に取り組んでいる企業、ファミリー・フレンドリーな企業は、ぜひご応募ください。中小企業からも積極的に応募ください。

『均等・両立推進企業表彰基準』の概要

—— 均等推進企業部門 ——

- ・女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）を企業の方針として示し、かつ積極的にこれに取り組んでいる
- ・ポジティブ・アクションの取組として「採用拡大」「職域拡大」「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」について取り組んでいる
- ・ポジティブ・アクションとしての「女性のみを対象」または「女性優遇」とした取組が、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている

—— ファミリー・フレンドリー企業部門 ——

- ・法を上回る育児・介護休業制度を規定しており、よく利用されている（男性労働者の育児休業取得実績がある等）
- ・企業として両立支援に取り組む方針を明確にしており、仕事と家庭を両立して、働き続けやすい企業風土がある

よりよい^{しょくば}現場で働きたい！

- ・時間外労働が一定水準を下回り、年次有給休暇取得率が一定水準を上回る
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している

など、仕事と育児・介護との両立支援のための取組を積極的に実施している

応募方法

応募用紙を厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>) よりダウンロードするか、各都道府県労働局雇用均等室にて入手の上、必要事項について原則1月1日の状況を記入し、自己採点の上各都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXにて提出してください。

ご記入の際は、均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。

選考及び決定の方法

- ① 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施します。
- ② 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣賞候補企業については、厚生労働大臣に対し推薦を行います。
- ③ 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定します。

その他

- ① 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。
- ② 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室からお知らせします。
- ③ 受賞企業には、10月に表彰状の授与等を行います。

応募期間は **平成19年2月1日～3月31日** です。

※当日消印有効です

雇用均等室所在地

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎

よりよい現場しょくばで働きたい！

協 同 組 合

1. 年度末の工事資金にご利用ください「建設工事資金融資制度」

当協同組合では、次の建設工事資金融資制度を取り扱っていますので、年度末の工事資金等にご利用くださいますようご案内申し上げます。

●制度の概要

請負契約に基づく公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高に応じて貸付けを受けられる公的制度です。

当協同組合は、国土交通省・宮崎県と連携し、本制度の普及促進に努めており、**国土交通省・宮崎県では積極的な活用を勧めています。**

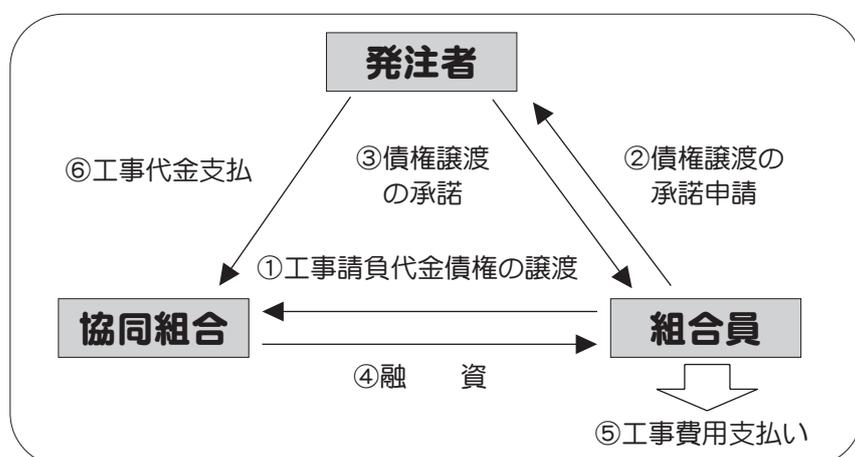
利用できる対象工事

国（国土交通省・農林水産省等）・公団等 } の発注した公共工事
県・市町村・公社等

●制度のメリット

1. 工事の途中段階で、工事請負代金の一部を現金化でき、**資金繰りの改善、経営力等の強化を図れ、経営基盤が安定**します。
2. **労務費・下請代金・資材代金等の支払を計画的に行える**ので、施工管理をよりスムーズにすすめることができます。
3. 本制度の借入金は、経営事項審査の経営状況分析における有利子負債月商倍率を算出する際の借入金から控除できるので、**経営事項審査の評点アップ**につながります。

●制度の基本的な仕組み（下請セーフティネット債務保証事業）



公的な制度ですので、安心してご利用いただけます。



公共工事の資金調達なら
お任せください。

●制度の特色

簡単！

所定の債権譲渡契約書、借入申込書等を提出していただくだけでですので、手続きは極めて簡単です。郵送等によるお申し込みも受け付けております。手続関係書類は、当協同組合・各建設業協会にごぞいます。

早い！

借入申込後、2～3日以内で貸付けが受けられます。（お急ぎの方は翌日の貸付も可能です）

便利！

債権譲渡することにより、出来高の範囲内で、必要な時に必要な額を何度でも貸付けを受けられます。

低金利！

貸付金利は、貸付金額に応じ、年2.3%～2.5%です。
※別途、共済制度掛金0.1%と事務手数料0.1%が加算されます。
但し、金融情勢の変動等により変更することもあります。

県発注工事については保証人不要！

県発注工事は「工事履行報告書」または「工事進捗状況報告書」を提出していただくだけで保証人はいません。なお、国・市町村発注の工事等については保証人が必要です。

●よくあるご質問 Q&A

Q. 市・町・村工事でも利用できますか？

A. 利用できますので、詳細につきましては当協同組合にお電話ください。

Q. 初めてで手続きの仕方が分からないのですが？

A. お電話くだされば、当組合で作成いたします。

手続きは極めて簡単で、作成の手引書もごぞいますので、ご希望の方はお送りします。

Q. 経営事項審査の有利子負債月商倍率から当制度の借入金を控除する場合には、どのような手続きが必要ですか？

A. 当協同組合の借入証明書を添付の上、経営状況分析申請書に記載して申請します。

Q. 貸付金額の計算方法を教えてください。

A. 貸付金額は、請負額の工事出来高率の90%以内で、下記計算式となります。ただし、発注者より前払金・部分払金等を受領している場合は、出来高金額よりその額を控除した残額の範囲内です。

計算式

出来高率50%以下…請負額×出来高率－（請負額×5／100）－受領済額
出来高率50%超…請負額×出来高率×90%－受領済額

Q. 制度の利用により、発注者から不利益を受けることはありませんか。

A. 発注機関より「建設業者が本制度を積極的に活用していくために制度利用者に対し不利益な扱いをしない」旨の通知や約款の改正が行われており、発注機関から不利益を受けることはありません。むしろ、国土交通省・宮崎県では積極的な活用を勧めております。
なお、詳しい内容につきましては、当協同組合までお問い合わせください。

お問い合わせ先 宮崎県建設事業協同組合

TEL 0985(23)3691 FAX 0985(23)3599

技 士 会

1. 平成19年度 土木施工管理技術検定試験 1級・2級学科試験受験準備講習会ご案内

1級・2級土木施工管理技術検定試験が今年も福岡市（2級鹿児島市）で開催されます。私ども土木事業を施工する者に必要な資格試験ですので、資格取得をおすすめいたします。

その準備といたしまして、下記のとおり講習会を計画いたしましたので参加されますようご案内いたします。

「1級検定」の講習日程

講習日 平成19年4月23日（月）～27日（金）（5日間）

時 間 9：00～17：00

場 所 宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設業協会「宮崎県建設会館」

TEL0985-31-4696

「2級検定」の講習日程

講習日 平成19年7月30日（月）～8月3日（金）（5日間）

時 間 9：00～17：00

場 所 宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設業協会「宮崎県建設会館」

TEL0985-31-4696

準備講習会を希望される方は「各地区建設業協会」へ申し込んでください。

問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

2. 平成19年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の 願書受付について

この技術検定試験は土木工事に従事する施工管理技術者の技術の向上と技術水準の確保を図る目的として建設業法第27条の定めにより設けられた技術検定制度であります。

この資格を取得されますと、土木工事現場における工程管理、品質管理、安全管理、原価管理など工事の施工に必要な技術上の管理を適切に行う事が出来ます。

この国家資格がないと、建設土木工事を行うことは出来ません。

受付期間 **平成19年4月2日～平成19年4月16日**

詳しいことは宮崎市橘通東2丁目9番19号

宮崎県土木施工管理技士会へ（TEL0985-31-4696）

* 1・2級の受験願書の受付期間が短いので早めに準備しておいて下さい。

3. 平成18年 2級土木施工管理技術検定の「合格発表」

去る、平成18年10月22日に2級土木施工管理技術検定の「学科・実地試験」が行われました。

その結果について、平成19年2月16日に（財）全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。なお、（財）全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jctc.jp/>）でも合格者受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

「実地試験」の合格者については、所定の手続きを行うことで技術検定合格証明書が交付され「2級土木施工管理技士」と称することができます。

また、本年度の学科試験のみの合格者は、平成19年度2級土木施工管理技術検定試験の「学科試験」免除の手続きを行うことにより、直接「実地試験」を受験することが出来ます。

平成18年度 2級土木施工管理技術検定試験「学科・実地」結果表

平成18年10月22日実施

平成19年2月16日発表

試験地	学 科 試 験					実 地 試 験				
	受験予定者数	出席者数	出席率 (%)	合格者数	合格率 (%)	受験予定者数	出席者数	出席率 (%)	合格者数	合格率 (%)
札幌	1,942	1,454	74.9	458	31.5	2,412	1,617	75.5	281	17.4
釧路	361	261	72.3	67	25.7	436	330	75.7	54	16.4
青森	1,117	891	79.8	255	28.6	1,038	812	78.2	122	15.0
仙台	3,558	2,815	79.1	778	27.6	3,659	2,881	78.7	496	17.2
秋田	897	749	83.5	217	29.0	968	812	83.9	123	15.1
東京	9,604	7,137	74.3	2,432	32.8	10,867	8,181	75.3	1,414	17.3
新潟	1,995	1,613	80.9	501	31.1	2,181	1,772	81.2	288	16.3
富山	1,740	1,452	83.4	446	30.7	1,771	1,461	82.5	224	15.3
静岡	1,169	963	82.4	286	29.7	1,273	1,056	83.0	174	16.5
名古屋	4,432	3,407	76.9	991	29.1	4,938	3,871	78.4	638	16.5
大阪	7,081	5,268	74.4	1,593	30.2	8,072	6,173	76.5	877	14.2
松江	997	829	83.1	279	33.7	1,067	888	83.2	140	15.8
岡山	1,685	1,337	79.3	376	28.1	1,805	1,459	80.8	198	13.6
広島	2,085	1,610	77.2	489	30.4	2,333	1,872	80.2	260	13.9
高松	2,012	1,622	80.6	475	29.3	2,195	1,777	81.0	241	13.6
高知	734	594	80.9	181	30.5	807	651	80.7	105	16.1
福岡	6,334	4,865	76.8	1,364	28.0	6,682	5,141	76.9	780	15.2
鹿児島	1,879	1,536	81.7	421	27.4	1,805	1,465	81.2	245	16.7
沖縄	904	632	69.9	149	23.6	1,024	737	72.0	105	14.2
計	50,526	39,035	77.3	11,668	29.9	55,063	42,956	78.0	6,765	15.7

前表の通り、学科試験の合格率は全国平均で29.9%と、昨年の51.4%を22.2%下回りました。その中で鹿児島会場を見ると、合格率27.4%と全国平均を2.5%下回りました。また、昨年の51.2%を23.8%も下回りました。

実地試験は、全国平均合格率15.7%と、昨年の31.9%を16.2%も下回りました。

鹿児島会場の合格率も16.7%と全国平均を僅か1%上回りました。

- ・ 今年度は今迄にない大変厳しい結果となりました。法改正によるものと思われませんが、来年度の奮起を期待いたします。

4. 平成19年度 『監理技術者の講習会』 の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年3月1日より講習を受講しなくても「監理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。

(但し、公共事業を施工される方は、今までどおり受講しなければなりません)

平成19年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり4回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

日 程	会 場
① 平成19年5月17日(木)	宮崎市学園木花台「宮崎県職業能力開発協会」
② 平成19年8月22日(水)	〃
③ 平成19年11月28日(水)	〃
④ 平成20年2月9日(土)	〃

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場におこななければなりません。

* お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL0985~31~4696)

運命は志のある者を導き、志なき者をひきずっていく

建退共

1. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共済契約者数	被共済者数	手帳更新状況	退職金支給状況		掛金収納状況
					件	千円	(12月分)
先月までの累計		社 3,543	名 48,524	冊 22,483	件 2,877	千円 2,181,793	千円 1,516,539
1月分		10	260	800	108	77,592	81,788
17年度計		3,553	48,784	23,283	2,985	2,259,385	1,598,327
脱退		13	121				
累計		3,540	48,663	342,555	34,939	18,833,009	109,556,590

注：掛金収納額は18.12月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（1月分）

1. 適用

(平成19年1月末現在)

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
416社	5,047人	837人	5,884人

2. 給付

裁定状況

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	5	1,932,000	47	21,692,600
第2種退職年金	10	1,851,800	153	29,891,100
選択一時金	5	2,355,500	42	21,031,300
脱退一時金	15	2,610,100	250	40,153,500
遺族一時金	0	0	4	1,499,800

3. 年金経理（保有資産）

信託資産	18,731,690,332 円
合計	18,731,690,332 円

注：時価である

建 災 防

1. 平成18年度 建設業年度末労働災害防止強調月間について

- * 実施期間： 平成19年3月1日～3月31日
- * 主 唱： 建設業労働災害防止協会
- * 後 援： 厚生労働省・国土交通省

会 長 メ ッ セ ー ジ

平成18年度の建設業年度末労働災害防止強調月間を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

建設業の労働災害は、会員の皆様をはじめ関係各位のご努力によりまして長期にわたって減少を続けており、特に、平成17年には年間の死亡者が497人と、はじめて500人を下回ることができました。

しかしながら、昨年後半より再び死亡災害が増加に転じ、平成18年の死亡災害は、平成19年1月7日現在の速報値では、対前年比20人増の490人となっており、また、重大災害も大幅に増加を示すなど、憂慮すべき状況となっております。

このような状況を受け、昨年11月末に厚生労働省より当協会に対し「労働災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底」が通知され、労働災害の増加傾向に歯止めをかけるよう要請がなされました。

当協会としましては、建設工事における労働災害防止対策の一層の推進を図るため、今後とも建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の普及定着、特に昨年4月に施行された改正労働安全衛生法の新規定を踏まえ、職場における危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく必要な措置の確実な実施を柱として安全衛生管理活動の体系的、継続的な推進を図ってまいりたいと決意しております。

これから年度末を迎えるわけではありますが、この時期には、公共工事をはじめ多くの工事が完工時期を迎え、工事が^{ふくそう}輻輳し、労働災害が増える傾向にあることから、この期間中の労働災害防止対策の一層の強化が必要となっております。

このため、当協会では、本年3月1日から31日までの期間を「平成18年度建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、この期間中における労働災害防止活動の促進を図るために実施要領を作成いたしました。

会員各位におかれましては、本実施要領を参考にしながら、企業の実態に即した実施計画を作成し、店社・作業所において効果的な労働災害防止活動を展開し、危険・有害要因の排除に努められますようお願い申し上げます。

わが国経済は、産業界全体には景気が回復しているものの、建設業にあっては依然として厳しい経営環境にあります。しかしながら、いかなる環境にあっても労働災害や職業性疾病を減少させ、労働者の安全の確保と健康を増進させることは、企業経営の基本であります。経営トップの明確な安全衛生方針のもとに、関係者一人ひとりが、日頃から安全衛生管理活動を着実に実行していくことが重要でありますので、会員各位におかれましては「労働災害防止強調月間」を契機として、さらに積極的な労働災害防止活動を展開されますようお願い申し上げます。

平成19年2月

建設業労働災害防止協会
会 長 銭 高 一 善

I 趣 旨

年度末には、公共工事をはじめ多くの工事が完工時期を迎えることなどから、工事の輻輳化等により労働災害が多発する傾向にある。したがって、これに対処するため、建設業労働災害防止協会の主催、厚生労働省・国土交通省の後援により、3月1日から3月31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものとする。

現下のおが国経済は、産業界全体には景気が回復しているものの、建設業界にあっては依然としては厳しい経営環境に直面している。しかしながら、いかなる環境であろうとも、労働災害の防止は「人命尊重」の観点からはもとより、建設業がおが国の基幹産業として今後とも健全に発展していくためにも不可欠な要件である。

このため経営トップをはじめ関係者は、本強調月間を契機として、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、店社と作業所との緊密な連携のもとに、危険ゼロの安全で働きやすい快適な職場づくりに努めるものとする。

特に「改正労働安全衛生法」において、労働災害防止の一層の推進を図るため、危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）とその結果に基づく必要な措置の実施が努力義務として規定されたところであるので、この対策の積極的な推進を図ることとする。

このほか「建設業の労働災害防止に関する中期計画」（平成15年3月策定）に示す重点対策の積極的な推進を図るとともに、計画的かつ継続的な安全衛生管理を推進するため、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）」の普及・定着の促進を図るものとする。

II 実施期間 平成19年3月1日～3月31日

III 会員が実施する事項

年度末に発生する労働以外の要因として、完工時期を迎えることもあって、工事が輻輳し、突貫的な施工が増えることなどのために、作業間の連絡調整の不足、作業指示の不徹底、過重労働など安全衛生管理が不十分になりがちになることが考えられる。

したがって「作業間の連絡調整及び作業指示の徹底」「作業員の健康状態の把握と適正な配置」等を行い、「無理な作業の排除」に努め、さらに「休憩設備等の職場環境を整備」し、店社と作業所が一体となって積極的に展開するものとする。

IV 重点事項

実施にあたっては「平成18年度建設業労働災害防止実施計画」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等を活用する。

1. 経営トップ等による特別安全衛生パトロールの実施
2. 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底

3. 交通労働災害防止対策の徹底

- (1) 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の安全管理の実施
- (2) マイクロバス等の通勤使用について、安全な通勤経路の選定、所要時間を考慮した運行計画の作成、長時間運転における休憩の配慮、作業終了後の運転者に対する休養の配慮
- (3) 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定等計画的な実施
- (4) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態の把握

4. 不安全行動による災害防止の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」等の積極的な実施
- (2) 安全ミーティング等で作業手順の周知徹底
- (3) 作業員の健康状態のチェックと、その結果に基づく適正配置の実施
- (4) 作業変更時の連絡調整、作業指示等の再徹底
- (5) 安全帯等保護具の使用の徹底
- (6) 送り出し教育、新規入場者教育等の安全衛生教育の強化・徹底
- (7) 「近道・省略行為」防止の徹底

5. 石綿障害予防対策の徹底

特に、建築物等の解体作業等における石綿ばく露防止対策の徹底を図る。

- (1) 石綿含有建材等の解体等の作業について作業主任者の選任と、その職務の実施
- (2) 石綿含有建材等の解体等の作業に就く作業員に対する特別教育の実施
- (3) 石綿含有建材等の解体等の作業における作業場所の隔離、湿潤化及び関係者以外の立入禁止措置の徹底
- (4) 作業に適した呼吸用保護具、保護衣、保護めがね等の使用及び管理の徹底

6. 健康管理の徹底

- (1) 作業員の健康状態の把握と心身両面にわたる健康づくりの実施
- (2) 過重労働等による健康障害の防止のための管理の実施

2. 重大・死亡災害の情報について

発生日時	発生場所	死傷者	事故の種類	災害発生状況
①平成19年2月5日 13時50分頃	西都市	男1名 (死亡1)	墜落・転落	災害で崩壊した地山の斜面にグラウトアンカー工を施工するための地質調査に使用するボーリング機械を小型ドラグ・ショベルで吊って作業構台まで運び、運転席から降りたところ、傾斜角約50度の急斜面を約11メートル下の林道まで転落して入院加療していたが、2日後に多臓器不全で死亡した。

火 薬 協 会

1. 平成19年度火薬類保安講習会の開催日程について

平成19年の火薬関係の各種保安講習会は、下記計画で開催しますのでお知らせします。

- ・ 保安手帳の6ページ右端欄の次回講習受講期限が、「平成19年中」と記入されている方は、19年中に保安講習を受講しなければなりません。受講しなければ保安手帳の効力が失効します。
- ・ 受講申込は、所定の申込用紙で事前に宮崎県火薬保安協会に申し込んでください。
(申込用紙は、各会員事業所と各地区建設業協会に送付してあります。)
- ・ 申込会場が、会場定員を超えているときは他の講習会場へ変更していただきます。
- ・ 台風その他災害等や講習会場の都合等で、急きょ講習会場や日程を変更することがあります。

平成19年火薬関係各種講習会開催日程

開催日			開催地区・会場	講習会種別	定員	講習時間
月	日	曜				
5	23	水	宮崎県建設会館	責任者・従事者・再教育	80	13:00~17:00
6	12	火	日向地区建設業協会	責任者	120	13:00~17:00
6	19	火	小林地区建設業協会	責任者・従事者	80	13:00~17:00
7	11	水	宮崎県建設会館	受験対策養成講習	80	9:00~16:30
7	12	木	宮崎県建設会館	受験対策養成講習	80	9:00~16:30
7	18	水	都城地区建設業協会	責任者・従事者	120	13:00~17:00
7	25	木	西都地区建設業協会	責任者	100	13:00~17:00
8	8	水	宮崎県建設会館	責任者・従事者・再教育	80	13:00~17:00
8	9	木	高鍋地区建設業協会	責任者・従事者	80	13:00~17:00
8	30	木	日向地区建設業協会	責任者	120	13:00~17:00
9	12	水	日南地区建設業協会	責任者・従事者	90	13:00~17:00
9	26	水	高千穂地区建設業協会	責任者	120	13:00~17:00
9	27	木	高千穂地区建設業協会	従事者	120	9:00~
10	3	水	宮崎県建設会館	責任者・従事者・再教育	80	13:00~17:00
10	18	木	西都地区建設業協会	従事者	100	13:00~
10	25	木	延岡地区建設業協会	責任者・従事者	120	13:00~17:00
10	26	金	日向地区建設業協会	従事者	120	13:00~
12	13	木	宮崎県建設会館	責任者・従事者・再教育	80	13:00~17:00

※ 但し、再教育講習会の講習時間は10:00~17:00です。

※ お願い、講習は県内開催の講習会の受講をお願いします。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成18年度	656	▲18.4%	11,149	▲6.3%	5,565	2.0%	155,906	10.8%
平成17年度	804	▲14.6%	11,897	▲3.4%	5,455	▲3.8%	140,676	▲18.0%
平成16年度	941	39.8%	12,319	11.6%	5,668	▲3.6%	171,477	▲3.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円)

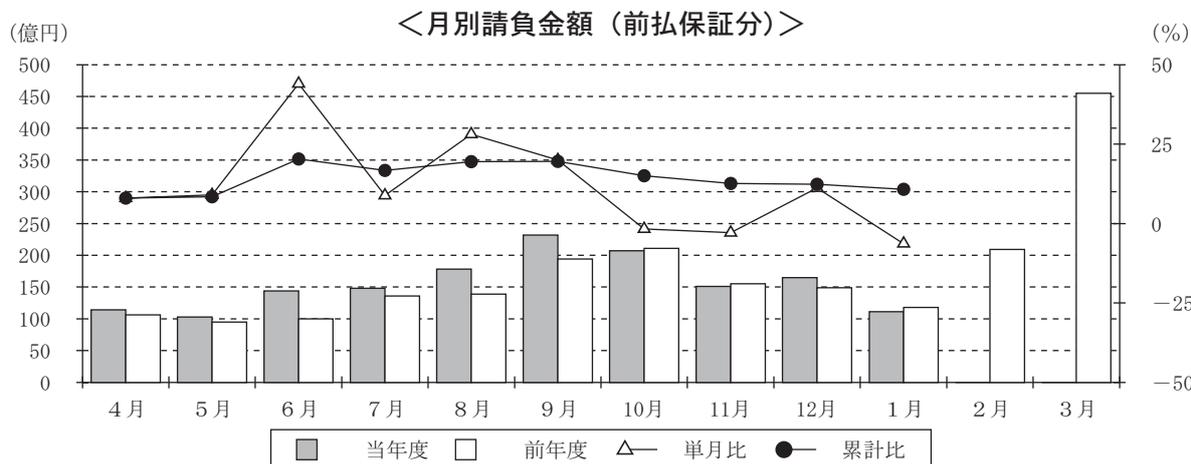
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	17	2,333	338.4%	20.9%	504	36,203	50.0%	23.2%
独立行政法人等	5	767	<	6.9%	52	10,057	93.9%	6.5%
県	239	4,131	▲15.4%	37.1%	1,938	56,062	▲3.1%	36.0%
市 町 村	391	3,868	▲39.9%	34.7%	3,029	52,294	0.9%	33.5%
そ の 他	4	49	16.3%	0.4%	42	1,288	▲22.7%	0.8%
計	656	11,149	▲6.3%	100.0%	5,565	155,906	10.8%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	113	3,452	36.2%	31.0%	1,163	37,233	23.0%	23.9%
高 岡	10	85	▲74.2%	0.8%	148	3,248	▲56.5%	2.1%
西 都	27	349	▲73.5%	3.1%	208	5,926	0.3%	3.8%
高 鍋	22	276	▲6.5%	2.5%	235	10,496	4.7%	6.7%
日 南	50	628	▲6.5%	5.6%	384	9,947	22.6%	6.4%
串 間	37	375	▲24.4%	3.4%	191	2,363	▲12.9%	1.5%
都 城	87	641	▲20.6%	5.7%	714	15,509	▲13.1%	9.9%
小 林	97	1,080	5.1%	9.7%	578	10,883	▲16.0%	7.0%
日 向	123	1,992	46.4%	17.9%	770	26,579	50.5%	17.1%
延 岡	50	1,418	▲2.6%	12.7%	570	23,091	18.7%	14.8%
西 臼 杵	40	850	▲46.8%	7.6%	604	10,626	28.9%	6.8%
計	656	11,149	▲6.3%	100.0%	5,565	155,906	10.8%	100.0%

※宮崎・高岡地区については、合併により対象となる工事場所が前年度と今年度で異なるため、増減率は参考数値として表示。



税務署だより

1. ご存知ですかe-Tax！

～自宅やオフィスでできる国税電子申告・納税システム～

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用することにより、国税に関する各種手続が自宅や事務所にいながらにしてインターネット等で行うことができます。

源泉所得税の年末調整事務にも便利なe-Tax！

e-Taxを利用することにより、毎月の源泉所得税の納付をはじめ、納付税額がない源泉所得税徴収高計算書や給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表などの書類の作成・提出といった年末調整事務にもご利用いただけます。

また、e-Tax利用のメリットには、税務署や金融機関の窓口に出かける手間が省けることのほか、作成及び提出という一連の作業を電子的に処理できるようになることが挙げられます。事務の省力化、ペーパーレス化のためにも、是非ご利用ください。

利用可能な手続

- 申告……所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税
- 納税……全税目
- 申請・届出等……源泉所得税徴収高計算書、各種支払調書、各種移動届出書など

事前手続

e-Taxを利用される方は、開始届出書を事前に納税地を所轄する税務署長に書面又はオンライン(e-Taxホームページ)により提出し、利用者識別番号及び暗証番号等を取得する必要があります。

なお、開始届出書は、税務署の窓口にも備え付けているほか、e-Taxホームページの「開始届出書の様式のダウンロードはこちらから」からプリントアウトすることもできます。

また、併せてe-Taxに利用可能な電子証明書も取得しておく必要があります。

【e-Taxに利用可能な電子証明書】

- 法務省が運営する商業登記認証局が発行する電子証明書
- 地方公共団体が運営する公的個人認証局が発行する電子証明書
- その他、国税庁長官が定める電子証明書
- ※ 利用可能な電子証明書の詳細はe-Taxホームページをご覧ください。

手続の詳細についてはe-Taxホームページ又はヘルプデスクへ

- e-Taxの概要や利用に当たっての手続等については、e-Taxホームページに掲載しています。
e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)
※ e-Taxを利用した源泉所得税の納付手続の詳細は、熊本国税局ホームページにも掲載しています。アドレス (<http://www.kumamoto.nta.go.jp/e-tax/gensen.html>)
- e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト及びその他e-Taxに関するご質問は、ヘルプデスクにお尋ねください。
全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

【電話番号】0570-015901

【利用時間】月曜日から金曜日(祝日等を除きます。)の午前9時から午後5時まで

※「e-Taxホームページ」にも問い合わせコーナーを設けています。

(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

上乘せ補償は充分ですか？

建設共済は、建設業の現場に従事する労働者が、業務災害、通勤災害で死亡、重度の身体障害または傷病を受けた場合に一定額の共済金を支払う制度です。

万一、死亡や重度の障害等を残す労働災害が発生すれば、労災保険による補償のほかに、事業主の過失の有無に関わりなく、更なる追加的補償が必要となるのが一般的です。建設業界を取り巻く環境が厳しい今こそ、予期しない災害から生ずる多額の出費を回避し、堅固な経営基盤を創り上げるためにも、建設共済への加入をおすすめします。

また、既に建設共済にご加入されている方々も補償額（共済金区分）の見直しをされてはいかがでしょうか。

年間完成工事高契約

建設共済の基幹契約である年間完成工事高契約は、直前1年間の完成工事高を基に掛金を算出します。（共済金区分は1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円の4区分です。）

年間掛金の目安【完成工事高1億円、共済金区分3,000万円の場合】

1億円全て土木一式工事 → 102,600円

1億円全て建築一式工事 → 39,150円

※契約期間中の増額も可能ですので、共済団までご連絡ください。

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を
一番よく知っている「建設共済」。
もしもの時、大きな安心で会社を
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805宮崎市橋通り東2-9-19

TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>